



島教協

《すべては「子供たちのために」》

## 情 報

http://  
www.kyougikai.orgE-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 安達利幸 編集人 石原康博

No.600

## 月例給、ボーナスともに水準改定なし

## 県人事委員会 報告と勧告

## 通勤手当の改定なし 主幹教諭は特二級

十月十六日（木）、島根県人事委員会は、県議会と知事に対して職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」を行った。

給料表、ボーナスともに、国において改定を行わないこと等から、改定しないこととした。

来年度から設置される「主幹教諭」の処遇については、職責等が現在の教諭、教頭のいずれとも異なることから、新たに特二級を設けることとした。

また、ガソリン価格の高騰を受け注目されていた通勤手当については、国の勧告がなかったことと本県と他の都道府県の手当額が改定を必要とするほど差がないということから、改定はしないこととした。

ただし、教育職員の給与等については、文部科学省における教員特有の手当の見直し措置を注視し、教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行うとした。

勤務時間については、状況が整い次第速やかに実施することが必要とした。

## 報告・勧告のポイント

## (1) 給与改定

①給料表及び期末手当・勤勉手当の水準改定見送り

②新たな職（主幹教諭）の設置に伴う中学校及び小学校教育職給料表の改定

## (2) 勤務時間の短縮

・時間短縮に向けての状況が整い次第、速やかに実施

## (3) 諸手当等

・通勤手当の改定なし

## 県教育委員会へ要望書を提出

十一月十一日（火）に実施予定の「県教育委員会要望活動」を前に、十月二十三日（木）県教委に対して要望書を提出した。内容は、会員アンケートの結果や執行委員会等で検討した内容をもとに記載している。重点項目については、左記（一部省略）の通りだが、専門部から出された内容を盛り込み、県教委からの回答を求めることとしている。要望活動結果と回答は、後日お知らせいたします。

## ◆重点項目（一部省略）

- 給与カットについては、これまでも遺憾の意を表してきたが、「財政健全化基本方針」で示されたように現行のカット率が今年度よりさらに4年間続き、その後の見通しは不透明である。これは、子供たちにとって最大の教育環境である現場教職員の士気を著しく低下させるものであり、教職員の多くが給与カットの早期撤廃を望んでいる。教職員の意欲を喚起し、誇りを持って子供たちに向き合える具体的な手立てを講ずること。  
また、24年度以降のさらなる給与カット延長やカット率の引き上げという事態にならないよう、財政再建に努めること。
- 地方交付税として措置されている教材費や特別支援教育支援員の配置、図書費等については、各自治体が財政難を理由に、その目的とは異なる他への流用が明らかとなっている。地域間における教育格差が広がらないように、適正に使用されるよう働きかけること。
- 小中学校において、特別支援教育コーディネーターは、高い専門性と関係諸機関・関係者との連絡調整がこれまで以上に求められている。その職務内容の重要性を鑑み、校務分掌の配慮や授業時数での配慮をするよう管理職に働きかけるとともに、加配措置ができるように努めること。また、校内体制の充実を図るために、管理職を中心とした県内全職員の研修内容のさらなる充実及び研修の機会を拡充すること。  
特別支援学級の担任が免許を持っていないケースや特別支援学級の経験年数が浅いケースも多いことから、教職員が精神的に非常に負担を感じることもある。そうした教職員の相談窓口として、中学校区におけるコーディネーターの専任配置を進めること。
- 平成21年度から始まる教員免許更新制の更新講習が、受講する教員の知識・技能を高めるものとなり、子供たちの成長の一助となるよう内容の充実を図ること。また、現場の教員の負担増とならないよう出前講座の開設や現職研修との整合性を図るなど最大限の配慮をすること。  
また、長期休業中の講習には、他の研修より優先的に受講できるように配慮され、勤務対応は職免となるよう管理職に周知徹底すること。

## 「教職調整額」

「教職調整額」は、教員の勤務態様の特殊性を踏まえた処遇として支給されています。勤務態様の特殊性とは、修学旅行や遠足などの学校外の教育活動や、夏休み等の長期の学校休業期間があることをさします。そのため教員には、一般行政職と同じような勤務時間の管理はなじまないとして、**時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を本給として一律4%支給されることとなったのです。本給とみなすため、期末・勤勉手当、退職手当にも反映されます。**

昭和41年の教員勤務実態調査  
 超過勤務時間 8時間相当 …… 教職調整額4%が決定。  
 平成18年の教員勤務実態調査  
 超過勤務時間 約34時間相当 …… 教職調整額17%に相当。

現在、この教職調整額を、時間外勤務手当に変更しようという動きがあり、「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」の審議のまとめが、今年九月に発表されました。基本的な考え方は、教員の勤務状況が改善され、子ども達により充実した学校教育の提供が可能となるようにする必要があります。時間外勤務手当制度を導入することは、一つの有効な方策である、という一点になります。

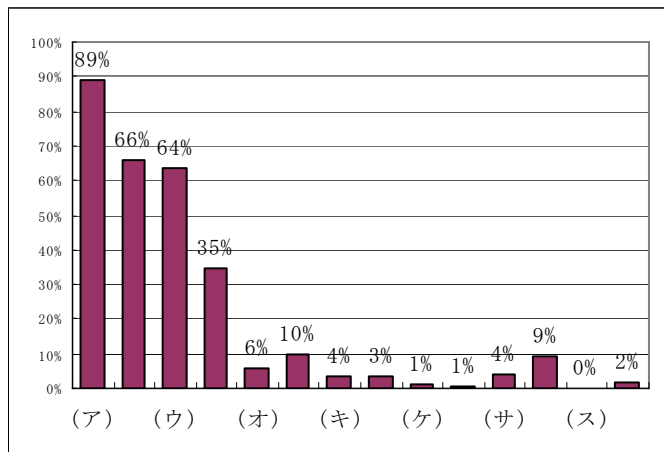
ただし、教職調整額の見直しは、単に給与の問題に留まらず、①教員の職務の特殊性、②管理職の負担、③部活動指導の取扱い、④持ち帰り業務の取扱い、⑤残業時間の縮減を検討する必要があります。

島教協では、教員の職務と勤務態様の特殊性から、時間外勤務手当にするのではなく、教職調整額を一律12%にするよう全日教連と連携して、要望しています。

## 島教協 平成20年度 会員アンケート結果（一部）

○あなたが、普段の業務の中で充実させたいと思うのはどんなことですか。次を中から充実させたいと思うものを3つ回答してください。

	割合(%)
(ア)教材研究等授業の準備	89%
(イ)生活指導や生徒指導	66%
(ウ)支援が必要な子どもの指導や連絡調整	64%
(エ)校務分掌	35%
(オ)部活動の指導	6%
(カ)学校・園行事の準備や実施等	10%
(キ)研究会・研修会等の出張	4%
(ク)校内・園内の研修会、各種会議	3%
(ケ)作品出品等にかかる準備・指導	1%
(コ)県教委・地教委からの調査および報告文書	1%
(サ)登下校や校内・園内の安全管理・安全指導	4%
(シ)保護者対応	9%
(ス)休日や夜間等のPTA・地域の活動への参加・協力	0%
(セ)その他	2%



○勤務時間外の仕事は、1日平均してどれくらいですか。（自宅への持ち帰りを含む）

	割合(%)
(ア)ほとんどない（勤務時間内に終わる）	0%
(イ)30分程度	4%
(ウ)1時間程度	16%
(エ)1～2時間	28%
(オ)2～3時間	37%
(カ)3時間以上	14%

